

水平運動史総括の諸問題

—「国民的融合論」は水平運動史をどこへ導くか—

渡 辺 俊 雄

はじめに

いわゆる「国民的融合論」にもとづいて戦前の水平運動史の素描がはじめておこなわれたのは一九七五年五月の『赤旗』紙上であった。この無署名の赤旗論文は、その後⁽¹⁾の「国民融合をめざす部落問題全国会議」の結成（一九七五年九月）や、「正常化連」の「全国部落解放運動連合会」への改組（一九七六年三月）の起点となったものであったが、同時に「国民的融合論」が戦前の「人民的融和」論を今日的に継承・発展させたものであり、水平運動の歴史と伝統に反していないという点がとくに強調されていた。

ついで「人民的融和」論については、日本共産党の機関

誌『前衛』に一九七五年七月から連載された榊利夫と北原泰作の対談でもふれられた。このなかで榊は、「人民的融和」論は水平社運動の歴史のなかでもっとも積極的に学ばねばならない到達点であったと高く評価した。⁽²⁾

その榊は、『国民的融合論の展開』のなかでも「人民的融和」論についてのべ、それが「社会科学的なテストにパスした非常に正しい歴史的到達点」⁽³⁾であると、最大の賛辞をおくっていたのである。

だがこれらの発言は、いずれも問題提起、素描といった域を出るものではなかった。藤谷俊雄は一九七六年の段階では、「国民的融合論」は「正しいと信じる」(傍点引用者)がまだ確信をもつにいたっておらず、したがって「実践的に提起されたこの理論が、部落問題の歴史と現実の中で、

客観的事実にもとづいて科学的に検証され、理論的に深められ発展されなければならない」と、ある種のためらいと危惧を表明していた。

この間、部落解放同盟が主催した部落解放研究第一一回全国集会の歴史と解放理論の分科会では、部落差別を解消の過程にあるとらえる「国民的融合論」は「人民的融和」論の内容とはまったく対立するものだとする批判が提起された。この時点で「人民的融和」論の特徴として指摘されたのは、部落差別を単に観念としてだけではなく実態として存在することらえていること、差別糾弾闘争・生活擁護闘争の意義が高く評価されていること、そして「人民的融和」を差別からの解放そのものにとらえるのではなく、差別の根源とたたかうための前提条件と位置づけられていること、などの諸点であった。

馬原鉄男の「水平運動における糾弾と融合の理論」は以上のような経過のなかで発表された。この馬原論文はさきに藤谷俊雄らが示していた危惧、はたして「国民的融合論」は戦前の水平運動の歴史と矛盾・対立しないかという疑問に、けっして対立するものではないとする立場から答えようとする最初のまともな試みであった。

それは事実上、これまでの水平運動史を根本的に総括しなおし、再検討していくという大きなテーマへと発展せざるを得なかった。

題研究所、一九七二年）のなかでは戦前の水平運動について次のように総括していた。

「松本に代表される水平社の人びとは、運動の発展のなかから、部落差別の根源を、経済的には半封建的な地主制に結びついて成長してきた日本資本主義の構造のなかに、そして政治的には天皇制身分秩序のなかに見いだしてきた。そして、その天皇制の軍事的支柱が帝国軍隊であり、社会的支柱が華族制であった。松本が華族制度（この場合天皇制とおきかえてもいい）を部落差別の『対立的存在』としてとらえていったことは、当然なことであつた。ここから、日本資本主義の非人間的な搾取と収奪に反対し、戦争に反対し、そして天皇制に反対する水平運動の基本的な考え方が導きだされてくる。こうして、差別を根絶し、部落の完全解放を求めていく水平運動は、当面する具体的な運動として、生活防衛・向上のたたかい、反戦・平和、反ファシズムのたたかい、華族制反対のたたかいにとりくむことになるのである。」（『水平運動の歴史』二八三頁）

全国水平社は部落差別の根源を経済的には日本資本主義のなかに見いだし、この搾取と収奪をなくすことなしには部落の完全解放がないと考えていたこと、だからといって社会主義革命の時期まで部落解放の闘いを引延ばそうとす

るをえなかつた。

だが馬原によるこの水平運動史の新たな総括が、かつて馬原らによって築かれてきた水平運動史研究の成果と蓄積をいとも簡単に放棄してしまったものであることを読みとることは、それほど困難なことではない。

一例をあげてみよう。今日、馬原は戦前の水平運動の到達点を次のようにまとめている。

「部落民にたいする賤視差別の本質が封建的身分差別に根ざす問題であり、したがってその解放が市民的権利と自由を現実的に獲得するブルジョア民主主義の課題として認識されたとき、水平運動は人民階層との結合をめざす『人民的融和』論に到達し、当時の反ファシズム人民戦線の有力な一翼を形成する可能性をみずから切りひらいていくことになる。」（馬原論文、二七頁）

つまり、水平運動が最終的にたどりついた部落差別のとりえ方は封建遺制論であるという。部落差別の遺制的側面を資本主義の搾取から切りはなし、資本主義のもとでも部落解放が可能とする立場、すなわち「国民的融合論」として提起されている部落差別のとりえ方はすでに戦前の水平運動、「人民的融和」論のなかにあったというわけである。

だがその馬原自身、かつて『水平運動の歴史』（部落問題研究所から市販されている）

るのではなく、当面の課題として差別糾弾闘争、生活擁護闘争、反戦・反ファシズム、華族制反対のたたかいを組織し、これと部落の完全解放とを統一してたたかった、というわけである。こうした水平運動の総括は、現在たっている馬原の総括の視点とはあきらかに対立するものである。そして、この『水平運動の歴史』は、いまでも部落問題研究所から市販されている。

もちろんどのような学問的研究といえども、その成果は客観的な真理を近似的に表わしているにすぎない。したがって新しい資料が発見され新しい研究視角が導入されて、それまでになかった評価や運動の総括が提起されることがあるのは当然であり、歓迎されるべきことであろう。

『水平運動の歴史』について馬原はすでに三点にわたって問題点を指摘し、さらなる研究の発展を期していた。われわれは、みずからの著書の不十分さを敢えて指摘しようとする馬原の謙虚な態度に学ばねばならないし、敬意を表することにやぶさかではない。

だが「歌を忘れたカナリヤ」、馬原の論文「水平運動における糾弾と融合の理論」は、はたしてこうした自己批判のうえにたった研究の前進とみなすことができるだろうか。

以下この馬原論文を、おもに彼自身の著書『水平運動の

歴史』と対比・検討しながら、「国民的融合論」が水平運動史の総括をどこへ導いていくかを明らかにしていきたい。

一、徹底的糾弾について

まず馬原論文は、全国水平社の徹底的糾弾闘争について次のように総括している。

「第一に、彼らは部落民を苦しめている差別の本質を、佐野の認識をうけついで、前時代的な残りかすとしてとらえ、それが一部のおくれた人びとの意識を支配していると考えていた。そこには、部落民以外をすべて差別者として憎悪・敵視し、排撃するという排外主義的傾向は弱い。第二に、差別観念をもっているおくれた人びとのその内容については、いずれの場合も、資本家と働業者、地主と小作人、反動的支配階級と社会主義者、共産主義者といった、階級的、社会的、思想的立場などは無視してとらえられている。要するに、そうした客観的な立場の如何にかかわらず、部落民にたいして差別的言行を示すものが、敵として徹底的糾弾の対象となったのである。したがって第三には、差別観念の具体的なあらわれを示す差別的言行にたいする徹底的糾弾をとおして、おくれた人びとの意識を払拭できるというそれなりの展

望があった。」(馬原論文、八頁)

この総括によれば、部落差別を社会体制の問題ではなくおくれた意識の問題ととらえていたこと、そしてその解決の展望を「それなり」にもっていたことがこの時期の糾弾闘争の積極面としてあげられ、徹底的糾弾の積極面としておさえられ、排外主義的傾向が強かったわけではないと評価されている。日共・全解連の側からする徹底的糾弾闘争にたいするこれほど好意的な評価は、いままでになかったことである。

かつて馬原は、部落差別を遅れた人びとの意識の問題ととらえて、社会体制を改革しなくても解消できると考えていたこの時期の糾弾闘争を、部落差別を個人の偏見の問題に限定し、部落第一主義的、排外主義的な誤りにおちいる欠陥をもっていたとして、次のようにのべていた。

「水平社初期の運動は、差別者にたいする徹底的糾弾に終始した。差別の本質を『空虚な歴史的伝統』、つまりおくれた人びとの偏見とみなす立場からすれば、それは当然のことであり、糾弾闘争をとおしてそうした差別観念は一扫できるものと確信していた。したがって、差別する者は、資本家・地主も、また労働者・農民もまったく区別されることなく、いちように糾弾された。」(『水平運動の歴史』一〇四頁)

徹底的糾弾にたいする評価がこのように大きく転換したのは、いうまでもなく「国民的融合論」という新しい封建遺制論の登場と歩調を合わせてのことであった。部落問題を今日の社会体制の問題と切りはなし、遅れた意識、解消の過程にある封建的身分差別の残り物の問題ととらえる「国民的融合論」の立場は、徹底的糾弾闘争の時期における部落差別のとらえ方とはきわめて近い親戚だということになる。そしてその後の全国水平社青年同盟、無産者同盟の理論はハネ上がりの論理と映るのは当然であり、事実そうした評価がされている。部落差別のとらえ方に関するかぎり、馬原は水平運動の徹底的糾弾の時期へと逆もどりをした。「国民的融合論」のルーツは徹底的糾弾闘争にあった、というわけである。

そして「国民的融合論」の立場からみて徹底的糾弾に不都合な点があるとすれば、それは部落差別のとらえ方ではなく、資本家も労働者も、地主も小作人もひとしく糾弾の対象にしたという、糾弾闘争の方法に求められるにすぎない。労働者や小作人にたいしては敵視や暴力的糾弾ではなく、科学的批判や教育、説得が必要であったというわけである。

たしかにこれまで『水平運動の歴史』などにみられた従来の評価、つまり徹底的糾弾は部落第一主義・排外主義の

弊害をもたらし、全水青年同盟・無産者同盟がこれを克服したとする評価はあまりにも図式的であった。こうした従来の図式的な評価に修正を加えたというかぎりでは、これまでになく徹底的糾弾闘争を高く評価しようとする馬原の姿勢は、一概に否定すべきものではない。

たとえば「徹底的糾弾」という意味について、全国水平社の創立時からの活動家であった大阪・船松出身の泉野利喜蔵がいつも次のように大衆に訴えていたと、木村京太郎がその思い出を紹介しているのは興味深い。

『徹底的糾弾』を説明するのに、よく象の河渡りが比喻に出された。『徹底』とは『底に徹すること』である。ちよど象が河を渡るときに足を河底につけて巨体を支えて堂々として進む。それから『糾弾』の糾は『ただす』で、大工が材木の曲直をはかる『糾』と同じである。『弾』は『はじく』であって、まっすぐなものは弾力がないが、曲げられたものは、もとの位置に戻ろうとする力を持っている。この力が『弾』である。不当な力で抑圧されている部落民が、もとの正しい地位に復帰することを要求し、しかも象の河渡りのように、根底からこれを糾し堂々と貫き徹すことが『徹底的糾弾』であると、あの象のような巨体で獅子吼するので、聴衆は感動し、やんやと拍手するのであった。」

泉野の比喩によれば、人間の本来の姿は平等を求め基本的人権を拡大していくことにあるとする強い確信がある。部落民とはそうした本性をゆがめられた、いわば差別社会のもので、仮の姿であり、差別を否定して人間の本来の姿にもどろうとする力をその内部に秘めている。その力を利用して目覚めさせ、姿勢を正していくのが水平社の糾弾の役割である。

また、差別のない社会と差別することのない人間を生み出すためには、なぜ今の社会に差別が存在し、差別することが誰の利益になっているのかを、社会の仕組みから説明し、理解させる必要がある。表面的な謝罪だけで満足するのではなく、差別事件の意味を根本的に明らかにしていくこと、そこに徹底的糾弾の本来の意味があった。「徹底的」とはいわば、行動において過激という意味ではなく、思想的・理論的に、(それゆえ実践のうえでも)根本的に、根源的という意味にほかならなかった。

水平運動初期の差別糾弾闘争はそれまでとじこめられていた部落民の差別への怒りのほとばしりであり、この糾弾闘争をたかくなかで水平社の組織は全国にひろがっていった。徹底的糾弾が部落にたいする恐怖心をよびおこし、差別をかえって内向させ潜在化させたという面があったとしても、それは当時の支配者による糾弾闘争にたいする徹

底した弾圧と、水国闘争事件にみられたような糾弾する側への意図的な暴徒視、犯罪集団としての世論づくりが大きく作用していたのである。

徹底的糾弾闘争のはたした実践的な意義や、創立宣言や綱領に示されている部落民の解放とすべての差別されている人々の解放を結びつけた思想、人間の本性を差別にではなく平等に求める人間観など、全国水平社の初期のたたかいの中にも、いまなお学ぶべき教訓は数多くある。

だが同時に、部落差別のとりえ方に関しては歴史の限界をもつていたことも否定したい。ところが馬原論文において徹底的糾弾が評価されているのはまさにこの部落差別のとりえ方なのである。

そこから佐野学の「特殊部落民解放論」も、部落差別を「現代日本の徳川時代の要素」すなわち封建的な遺物ととらえていたことだけが一面的に強調され、肯定的に評価されていく。だが佐野はその封建的な遺物さえ当時の社会体制のもとでは解決できないとみていたこと、すなわち「社会改造の大理想の上に、始めて此の薄倅なる社会群の徹底的に解放せらるゝ『善き日』を想像し得る」と指摘していたことは、きれいさっぱりと忘れられてしまつたのである。

こうして馬原論文は、徹底的糾弾闘争にたいする従来の評価を大きく転換して肯定的に位置づけようとする。だが、

また、青年同盟が全国水平社第四回大会に提出した大会宣言草案については次のようにのべている。

「宣言草案は、差別の根源を日本資本主義の『封建的性質』にもとめ、そのかぎりにおいて、部落問題をブルジョア民主主義の課題として把握しながら、それを社会主義革命に従属させていくところから、後の左翼的偏向——水平社解消論へつながる萌芽を内包していた。」(馬原論文、一三頁)

馬原の以上のような総括によれば、全水青年同盟の誤りは、部落差別の基礎としての日本資本主義の階級支配を強調し、封建的要素を過小評価した点にあるとされる。つまり、水平運動の初期には比較的正しく封建遺制としてとらえられていた部落問題の本質が、青年同盟にいたって逸脱しはじめたというわけである。

全水無産者同盟にたいする馬原の批判はさらに手厳しい。馬原は、無産者同盟の創立大会宣言について次のようにまとめている。

「水平運動を無産部落民による、無産部落民解放の運動、つまり階級闘争そのものとして把握するならば、その理論的帰結としては、『水平社解消論』とならざるをえない。全水無産者同盟が、『無産者的な新しい方法』とする差別糾弾として、差別者にたいする教育と説得とい

実はその学ぶべき肝心な思想を見逃がし、逆に克服しなければならぬ差別のとりえ方をもちあげることによって、徹底的糾弾の意義を台無しにしてしまつていく。

こうした馬原の逆立ちには、この論文に一貫してみられる特徴となっている。

二、全水青年同盟・無産者同盟

つぎに全水青年同盟の部落差別のとりえ方について、まず馬原論文のまとめたところを引用しておこう。

「日本資本主義が内包する『封建的要素』ないしは日本資本主義そのもののもつ『封建的性質』こそが、差別觀念の存立的『基礎』をなすという認識である。そこには、部落差別を封建遺制とみなし、水平運動をブルジョア民主主義運動の課題としてとらえる立場を、萌芽的に確認することができる。しかし、差別の『基礎』を『日本資本主義の封建的性質』とみるかぎり、封建的諸関係は、從属的側面となり、結局のところ、戦略的にはブルジョア民主主義的をつつみこむところの社会主義革命の課題として位置づけられることになる。そこから労働者階級との共闘、それを軸にした政治闘争への進出が強調されるのである。」(馬原論文、一二頁)

う、それ自体正しい戦術を提起しながら、具体的実践することができなかったのも、その根底に、身分的差別の撤廃をめざす水平運動を階級闘争と同一視し、身分闘争としての水平運動の独自性を見失っていたからにはかならない。」(馬原論文、一五頁)

青年同盟からはじまった逸脱は無産者同盟によって拡大再生産され、「階級主義的偏向」となった、という。

ところでかつて馬原の全水青年同盟、無産者同盟にたいする評価はどのようなものであったのか。同じ全水第四回大会の宣言草案をとりあげながら、いまとはまったく反対に、全面的に肯定的な評価をしていたのがその特徴であった。すこし長くなるが、これも紹介しておこう。

「これは、差別の本質を『人種的反感』にもとづく『空虚な歴史的伝統』(佐野学「特殊部落民解放論」)、つまり差別を単に個人の偏見の問題とみなし、部落第一主義的、排外的な差別糾弾闘争を根拠づけた初期水平社の理論を根底から批判し、克服していこうとするものであった。そしてそこから水平運動の当面する任務を、第一に『差別観念を糾弾する「徹底的糾弾」以上に進出して、差別の根本組織に向って眼を開く』こと、第二に『無組織』の組織を『地方的及び全国的な統一ある集中組織に進める』ことにあるとした。したがって新しい闘いは、

可能』だとする認識であり、水平運動も『無産階級の政治運動に進出せずしては真実の解放を得ることは出来ぬ』という理解であった」とされていたのである。

ところがいまでは、まさに同じこの主張が「左翼的偏向—水平社解消論へつながる萌芽」(馬原論文、一三頁)だと批判的に総括されていく。つまり、基本的に正しかったのは水平社初期の部落差別の認識であり、青年同盟や無産者同盟が水平運動に偏向をもちこんだというわけである。

こうしてみると、今日の馬原がいったいどういう観点にたつて水平運動を総括しているのかが、おおむね明らかになったことだろう。その観点とは、部落問題の本質論についていえば封建遺制論であり、全国水平社はどのよう「偏向」とたたかいたがら部落差別を封建的な残りものであることを明らかにしていたか、ということである。

またこれを部落解放の展望という点からいえば、水平社はどのようにして部落解放の課題を労働者階級の解放という課題から切りはなし、社会体制の変革という目標と分離して部落民の解放という展望を描いていたか、ということであろう。

しかし馬原にとっては不幸なことだが、実際の水平運動の歴史は、水平運動の独自の闘いの意義を明らかにしながらも、その意義をたえず労働者階級の解放、全人民の解放

『資本に対する労働階級の闘争を度外視しては不可能であり』、『又政治的の戦線へ、即ち無産階級の政治運動に進出せずしては真実の解放を得ることは出来ぬ』と主張した。水平社はここにいたってはじめ、差別の本質を科学的に解明することによって、観念的な個人糾弾闘争の誤ちを克服し、さらにすすんで無産階級とともに連帯していく、理論的なよりどころを得ることができたのである。」(『水平運動の歴史』一二二頁)

また無産者同盟の活動についても、その創立宣言にそって決定された運動方針の大綱を高く評価していた。

「同盟のこの方針は、水平社の身分闘争を無産階級の階級闘争と結合させるうえで画期的な役割を果たし、部落大衆の階級意識をたかめ、運動の方向を差別の根源である天皇制と資本主義、地主制にむけていく。福岡二四連隊差別糾弾闘争をはじめとする反軍闘争は、この無産者同盟の理論によってのみ、効果的にたたかうことができた。」(『水平運動の歴史』一二六―七頁)

こうした従来の馬原の総括によれば、部落差別のとらえ方が不十分であったのは佐野学であり初期水平社であった。その誤った理論を「根底から批判し、克服し」たのが青年同盟、無産者同盟であり、その「理論的なよりどころとなつたのは『資本に対する労働階級の闘争を度外視しては不

という課題と結びつけながら明らかにしていくという歴史であった。だからこそ全水の活動家の多くが、「団体変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者」を処罪の対象とする治安維持法によってしばしば投獄されてきた。だが馬原からみれば、こうした活動が「左翼的偏向」「階級主義的偏向」なのであり、水平運動は偏向との闘いの歴史、それもなかなか容易には克服しえない苦難の歴史として描きだされる。

もっとも今日このように全水青年同盟、無産者同盟のはたした役割を、否定面を含めて問い直すとする姿勢があらわれてきたことは、従来から支配的であった「テーゼ主義」「公式主義」なるものへの反省として提起されているかぎりでは、きわめて歓迎すべきことだともいえる。そして現実の水平運動を見直すことを通じて、従来一部の論者からは戦前の水平運動の最高の到達点だと高く評価されていた労・農・水のいわゆる「三角同盟」論を再検討すべきだという見解が、同じ論者のなかでようやく強まってきたこととあわせて注目していいだろう。

だが、この一見もっともらしい「反省」が過去の水平運動史の研究、少なくともみずから発表し研究結果への真剣な反省なしに、当面の党派的な利害の正当化のために利

用されるとしたら、おのずから問題は別であるといわなければならぬ。

三、全国水平社第九回大会

馬原論文は、その後の「左翼的偏向」の道筋を次のようにのべている。

「全水無産者同盟に拠る水平社の左翼は、全日本無産青年同盟にも積極的に参加し影響力を強めていったが、一九二八年の三・一五の弾圧でその指導的幹部が投獄され、また全日本無産青年同盟も解散させられて、致命的な打撃をうけた。水平社は、この困難のなかから再生への道をたどるのであるが、それまでの左翼的偏向もその過程で徐々に克服されていく。そのさいの理論的指針となつたのが、一九二七年十二月、日本共産党拡大中央委員会で確認された、コミンテルンの『日本問題に関する決議』らわゆる『二十七年テーゼ』であった。」(馬原論文、一五頁)

そして部落差別の封建的、遺制的側面を強調し、いわゆる「偏向」を克服していく過程として、全国水平社の第九回大会がとりあげられる。だが、この第九回大会も十分に過去の偏向を克服したわけではない、と馬原はいう。

「差別の物質的基礎である天皇制の絶対主義的性格について科学的な認識を欠いていたこと、したがってまた半封建的身分差別の撤廃をめざす水平運動の性格をブルジョア民主主義運動として明確に認識することができなかったため、いぜんとして、階級主義的偏向を十分清算することができなかった。先進的な差別弾劾闘争ですら、一部の自覚的な無産階級の支援をうけるにとどまり、はば広い人民的な理解と支援をうるにはほどとおかつたのである。」(馬原論文、一七頁)

ところで、いまは「階級主義的偏向」の「克服過程」(馬原論文、一三頁)にある大会としてとりあげられているこの第九回大会を、馬原は以前はどのように総括していたのだろうか。

「水平社はここについて、ようやく排外的な部落第一主義と階級主義的偏向の誤りを克服し、水平運動が、賤視觀念を温存し人民内部の分裂支配のために利用している天皇制およびそれと結合している資本家・地主制にたいして、経済的・政治的・社会的差別待遇撤廃を要求してたたかう身分闘争であることを理論的に明らかにすることができた。そしてその結果、身分闘争としての水平運動と階級闘争との関係も正しく位置づけられてきたのである。」(『水平運動の歴史』一七五頁)

同じこの大会が、かつては水平運動と階級闘争の関係を正しく位置づけた大会として、逆に高く評価されていた。ただし、どのように正しく、両者の関係を位置づけたのかについて、馬原の説明は十分にはふれていない。しかし少なくとも水平運動と階級闘争を切りはなすのではなく結びつけていくことが、水平運動を發展させていく正しい方向であることは自明のこととして馬原にも認識されていた。ところが現在の馬原は両者結びつけることが偏向だとみていることが、この一節が雄弁に物語っている。

もっとも従来の評価のように、第九回大会が本当に水平運動と階級闘争との関係を正しく整理していたのかといえは、大きな疑問としなければならぬ。なるほど同大会の運動方針書は「水平運動の闘争とその批判」という一項をおこして、過去の運動のさまざまな欠陥が指摘されていた。しかし「水平運動の使命と目標」の項では封建的・半封建的物質的基礎及びイデオロギーに対する闘争、資本家・地主に対する闘争、生活権奪還運動の喚起、身分制による諸特権及び差別待遇の廃止などが羅列されているにすぎず、水平運動がとりくむ当面の任務と部落差別を残している根拠・体制を改革する課題とを結びつける論理はほとんど示されていない。

したがって同大会で確認された「宣言」をほとんど唯一

の手がかりとしてなされている先に引用したような高い評価を今回あらためて検討していこうとするのであれば、それは喜ばしいことであった。

それでは全国水平社第九回大会の特徴は、馬原論文がいうような「階級主義的偏向」を克服しようとする努力にあったのだろうか。

第九回大会の「運動方針書大綱に関する件(草案)」「や「宣言」を読むかぎり、それは部落問題を「封建的身分差別」と強調しているばかりではない。その社会的根拠としての日本資本主義とその「帝国主義的政策」「金融資本関の支配権確立」についても強く指摘しているのである。

また、「左翼的偏向」を克服するさいの「理論的指針」(馬原論文、一五頁)になったといういわゆる「二十七年テーゼ」も、馬原が理解しているような「封建的残存物にたいする闘争」を一面的に強調していたわけではない。「二十七年テーゼ」がそれを強調したのは、日本のように「高度のトラスト化の水準に達した国に於ては、不可避免的に封建的残存物に対する闘争より資本主義それ自体に対する闘争に転化するであろう」という展望の下においてである。馬原のように封建的要素とのたたかいは社会主義をめざすたかいかから切りはなし、資本主義体制の下で解決できると考えていたからではない。

だとすばれ、第九回大会の基調のなかに、馬原のいうような部落解放運動のブルジョア民主主義運動としての性格を強調し、社会主義をめぐす闘いと切りはなすという意味での「階級主義的偏向」の克服の努力などを求めようとすること自体、はなはだしい見当ちがいというべきであろう。

大山峻峰は一九三〇年前後の三重の水平運動についてふれながら、「賤視差別に対する問題は、プロレタリア革命によって社会主義社会を建設すれば封建的身分制差別感が除かれ、人間平等の思想が一般的に生まれる、ということに疑うものは一人もないほど革命的思想が部落の青年層に滲透していた」とのべている。⁽¹⁵⁾これは三重県においてとくに著しい傾向であったかもしれないが、同時にいわゆる旧幹部と呼ばれた指導者を含めて水平運動の活動家の一般的な状況でもあったであろう。⁽¹⁶⁾

『日本共産党の五十年』にも登場してもらおう。「党は……天皇制の廃止と日本国家の民主主義化、農業革命の実行を主内容とする民主的変革と、その社会主義革命への転化の路線こそ、日本人民の解放の道、日本における社会主義への道であることをあきらかにする活動をつづけた。」(傍点引用者)と、「二十七年テーゼ」以後の党の活動をまとめている。⁽¹⁷⁾

こうした党の影響のもとに、水平運動をはじめ各戦線で

産党の『三一年テーゼ草案』、およびプロフィンテルン(国際赤色労働組合)の第五回大会で採択された決議『日本における革命的労働組合の任務』であった。」(馬原論文、一八頁)

つまり、解消論が部落排外主義の克服をめざしたものであったという主観的な善意を認めながらも、二つの理論的背景から客観的には誤りにおちいったとするものである。従来からの解消論にたいする評価も、その骨組みにおいてはこれと大きな差異はない。やはり、主観的な善意と二つの理論的背景が指摘されていた。

「そうした積極的な意図から出発しながら、それが清算主義的な水平社解消論という誤りを犯すに至ったのは、大きくいって二つの背景があった。一つは、高橋貞樹以来の全水左翼グループの部落の現状認識として、資本主義が発展し、階級分化がすすめば、前時代の遺制としての身分差別は解消する、という理解の仕方である。……そして他の一つは、すでにのべたように、『三一年テーゼ草案』および『プロフィンテルン決議』によって、身分闘争のための独自の組織とその意義を理論的に否定された、と理解したことである。」(『水平運動の歴史』二三一〜二頁)

だがよく検討してみると、ここにも微妙な、しかし根本

のたたかいを社会主義をめぐすたかいと統一しようとして闘っていた人々の活動を、馬原はすべて「左翼的偏向」「階級主義的偏向」であったと切りすててしまつつもりであろうか。だとすれば、こうした偏向の根源は日本共産党の指導そのものにあった、ということになりはしないか、心配なことである。

四、水平社解消論

馬原論文のうちで、従来の評価をもっとも近い形で受けついでいるのは、水平社解消論にたいする評価であろう。

「解消派のこの主張は、その積極的意図にもかかわらず、機械的な清算主義に陥っており、客観的にも水平社解体への道を用意するものとなっていた。このような水平社解消論が提起されたのには、二つの理論的背景があった。一つは全水青年同盟らしいの運動論上の弱点として、当時の歴史的制約もあって、日本の支配勢力の性格および身分問題、身分闘争の性格について明確な認識を確立することができず、その結果、時期によって程度の差こそあれ、階級主義的偏向から免れることができなかった、ということである。そして他の一つは、それを裏付ける形となった、一九三一年八月に発表された日本共

的な修正のあることがわかる。従来指摘されていた高橋貞樹らの誤りとは「資本主義が発展し、階級分化がすすめば、前時代の遺制としての身分差別が解消する、という理解」であって、当然のことながら馬原においても、資本主義が発展していても身分差別は解消するのではなく、差別の根源が日本資本主義にあるかぎり差別は再生産されていくという認識があった。

ところが従来指摘されていたこの高橋の誤りとは、実は馬原らが今日その論拠としている「国民的融合論」と同じ認識、資本主義が発展していけば封建的身分差別の残りものである部落差別は解消する(たとえ自動的でないにしても、社会主義体制にいきつくまえにその解放の展望がひらける)という理解そのものなのである。これでは「国民的融合論」は高橋と同罪となるし、解消論を批判することはできない。

そこであらたに高橋らに帰せられた誤りとして「階級主義的偏向」、すなわち部落差別が封建遺制であれば社会主義革命にいたるまでに解放が可能であるにもかかわらず、それを労働者階級の解放と結びつけて提起したことがあげられる。

この点についてはすでに指摘したことがあるように、解消論は部落民が受けている二重の圧迫のうち資本主義の搾

取Ⅱ階級問題の側面は部落差別としては理解していない。解消論が部落差別として理解しているのは差別概念Ⅱ分裂支配という封建的遺制的側面だけなのである。解消論と「国民的融合論」とは差別のとらえ方がウリ二つであることが、馬原論文によって告白されたわけである。

「国民的融合論」の立場からすれば、もっと率直にこういふべきである。すなわち、解消論の誤りは、身分差別が解消してもなお部落民の解放とはいえず、労働者・農民としての部落民の解放をも含めて部落解放の課題を提起したところにあった。「国民的融合論」によれば、それはあくまで労働者・農民の解放であって部落問題ではないとはっきり区別している。「国民的融合論」と解消論との違いはこの点にあるのであって、資本主義のもとで身分差別としての部落差別が解消するという展望についてはまったく一致している、と。

「国民的融合論」の先陣をきった北原理論が現代版の解消論だと批判される由縁がここにもある。「国民的融合論」がもつとも忌みきらい「階級主義的偏向」の典型であるかのように批判する解消論と、部落差別のとらえ方や差別解消の展望においては同じであったとはまことに皮肉なことである。両者の相違はどこまでを水平運動の課題とみるのか、部落民としての部落差別からの解放だけか、それとも

されねばならぬ。」とのへ、その両者を統一してたかかう必要を訴えていたのである。

反封建闘争・身分闘争のもつ積極的意義について語るのであれば、それが広汎な大衆をたたかいに参加させることができるという意味だけではなく、そうした民主主義的課題をどうして大衆を教育し、社会主義をめざす階級闘争の舞台に動員することができるという意義をも同時に確認することが前提とならなければならぬはずであった。

五、部落委員会活動

水平社解消論は、その後の部落委員会活動などの実践によって次第に克服されていく。馬原論文は部落委員会活動について、次のように総括している。

「部落委員会活動が、全農全国会議派の農民委員会活動の戦術に学んだものであることは、すでに周知のとおりである。そして、農民委員会活動の核心が『農民組合に団結した農民を中心に、農村の勤労大衆の多数者獲得を旨とする統一戦線戦術の実践』であったように、部落委員会活動の本質もまた、水平社に結集した部落民を中心に、部落内各階層の多様な要求を個々に組織し、部落の多数者獲得をめざす統一戦線戦術の実践であった。……

労働者階級としての解放を含めて解放運動の課題とみるのかという、いわば線引きの違いにすぎないのである(そして、こうした形式的な区別がそもそも現実の部落の実態に合致しているのかという議論はさらに残るであろう)。

馬原論文によれば、解消論の偏向を是正するものとして登場してくるのが「三二年テーゼ」である。かつての「二七年テーゼ」といい、この「三二年テーゼ」といい、馬原によると水平運動の救世主はたえず運動の外部からすい星のごとく現れてくるようである。

馬原は「三二年テーゼ」によって、「日本における封建遺制を正しく評価し」、「反封建闘争、身分闘争のもつ積極的意義が明らか」にされたという(馬原論文、一八頁)。そしてこのテーゼにもとづいて部落委員会活動が提起され、「身分的差別の一扫をブルジョア民主主義の課題とする立場」(同、二二頁)にたつにいたったとされている。

だがこの「三二年テーゼ」も、「二七年テーゼ」と同様に、けっして馬原のように民主主義運動を社会主義をめざすたかいかから切りはなすことを説いたものではなかった。「行動綱領」として「特種部落民(水平社)の真の平等権」のスローガンをかかげるよう指摘したこのテーゼは、同時にこうした「部分的要求の為の共産党の全闘争は、革命の根本スローガンへ勤労大衆を獲得することを目的としてな

『階級的融和』をとおして、部落民にたいする賤視差別の基礎であるブルジョア地主的天皇制を『改造』していうのである。確かにそこには身分的差別の一扫をブルジョア民主主義の課題とする立場を認めることができるが、しかしそこでは、まだブルジョア民主主義革命だからこそ、労働者、貧民のみならず、圧倒的多数の人民諸階層を結集できるという認識には到達していない。『階級的融和』の内容は、明らかに部落の無産階級と部落外の無産階級との結合であり、より広汎な人民的結合には至っていないのである。」(馬原論文、一九～二二頁)ここでは二つの問題があるように思われる。

その第一は、部落委員会活動における部落差別のとらえ方を、差別の一扫を「ブルジョア民主主義の課題とする立場」と位置づけられるかどうか、という問題である。

この点について、かつての馬原の評価は次のようなものであった。

「水平社は当面の『闘争題目』として、……日常要求をとりあげ、それを『封建的身分廃止』のスローガンと結びつけてたかかうことによって、部落大衆の闘争をプロレタリアートの革命闘争に合流させていくことというものであった。」(『水平運動の歴史』二四〇～二四一頁)この総括によれば、馬原は明らかに水平運動を労働者階

級の解放に社会主義をめざすたかいと結びついた民主主義闘争として理解しており、部落委員会活動もまた日常的な要求闘争を階級闘争と結合させたかうのものであったと評価している。これこそ正しい思想である。

「部落委員会活動に就いて」という一文を読めば明らかのように、「特殊的な日本の封建的資本主義が主体として居る処の封建的身分制こそ、吾々に対する(「特殊の」)差別を生み出す基礎」だとのべ、部落差別に封建遺制論の立場に立っている。しかしその封建遺制は、馬原のように資本主義体制のもとで解決できると考えていたわけではなく、「その観念と存在の基礎である現在の資本家地主的××制が改造されない限り」部落民の解放はないととらえ、水平運動が現代の社会体制の変革という課題と結びつかざるをえないという立場に立っていた。⁽²⁵⁾ 大山峻峰もまた、三重県の実践をふまえたうえで部落委員会活動は「権力闘争であった」と明確にのべておられる。⁽²⁶⁾

ところで「部落民委員会活動」が提起された全国水平社第一回大会の会場にかかげられたスローガンのなかには「労働者農民の政府樹立による特殊部落民の絶対解放」というものがあった。⁽²⁷⁾ 結局官憲の介入によって撤去されることになるのだが、このスローガンにはプロレタリアートの解放と結びつけて部落の完全解放を展望しようとしていた当

時の水平社の姿勢が端的に示されている。

また同大会で採択された「宣言」には、「封建的身分関係による圧迫と、資本主義の貪欲なる搾取との、二重の冷酷なる鉄鎖に縛られ、植民地的な低い生活状態に圧えつけられている部落労働大衆」という規定がみられる。⁽²⁸⁾ ここにも、馬原のいうような身分と階級を、差別と搾取を切りはなしてとらえようとする理解はどこにもない。

これらの点からしても、馬原論文による部落委員会活動の評価はきわめて苦しい弁解としかいようがない。第二の問題点は、部落委員会活動は全水解消派が全農全会派の農民委員会活動に学んで提起した、という点である。かつて馬原は、農民委員会活動から学ぶと同時に、水平運動の経験のなかにすでに部落委員会活動に受け継がれていく実践があったとして、次のようにのべていた。

「部落委員会活動の戦術は、理論的には全農全会派の農民委員会活動に学んだものであったが、同時に全水左翼グループを中心として、すでに水平社が各地でたたかってきた大衆闘争の形態でもあった。たとえば奈良県の舟木医師差別糾弾闘争、三重県佐奈村・福岡県西田の区有財産入会権獲得闘争、岡山県郷村の差別糾弾闘争などは、程度の差こそあれ、部落民大会や部落代表者会議などの大衆闘争でたたかわれ、未組織の部落大衆を闘争に

引きいられたのである。」「水平運動の歴史」二四〇頁)ところが馬原論文の記述によれば、あたかも解消派こそが「三年テーゼ」に導かれて自己批判し、部落委員会活動を提起したかのようにのべられている。

馬原論文は水平運動史そのものの総括を目的にして書かれたものでないために、あるいは筆が足りなかったのかも知れない。それにしても、解消派だけが部落委員会活動を提起したというのは事実であろうか。

この点については、すでに岩村登志夫が早くから指摘しているところである。たとえば全水第一回大会の部落民委員会活動戦術の採用には解消派ばかりではなく非解消派も同意していたこと、同大会では中央委員会議長に松本治一郎が留任し、中央常任委員には解消派の北原泰作とともに非解消派の泉野利喜蔵も再選されたこと、また福岡では高松差別裁判反対闘争が盛りあがった時点で松本治一郎が全農総本部派員連委員長田原春次とともに県下農民三団体の統一を提唱した事実などをあげ、「農民委員会活動は実態としては、おそらく全水の解消派も非解消派も両方とも参加しているわけです。したがって、農民委員会活動から学ぶという点では両方とも学んでいる」と指摘していた。⁽²⁹⁾

また三重県で部落委員会戦術は、飯南郡射和村庄、多気郡佐奈村の区有財産、区政差別糾弾闘争のときに採用され

た戦術であったと大山峻峰が報告している。⁽³⁰⁾

さらに『特高月報』(一九三四年八月)によれば、「部落委員会活動に就いて」の執筆にかかわったものとして井元麟之、千崎富一郎(米田富)、朝田善之助、泉野利喜蔵らの名前があげられている。⁽³¹⁾ このうちの米田、泉野は非解消派であった。

こうした事実からみても、解消派だけが部落委員会活動を提起した、あるいは提起しえたのであって、そのほかの非解消派、いわゆる「社民」と呼ばれていた旧幹部には部落委員会活動を提起する理論も経験もなかったかのようなきめつけには同意しかねるのである。

六、人民的融和論

馬原は「部落委員会活動に就いて」のなかでふれられている「階級的融和」論のめざしたものは「部落の無産階級と部落外の無産階級との結合」(馬原論文、二二頁)という幅の狭い連帯であったという理由で批判する。そして、この「階級的融和」より、いっそうは広い人民諸階層との連帯・結合を志向「(同二二頁)し、しかも「部落大衆本位」(同二三頁)の結合をめざしたものとして、全水第十三回大会の「差別糾弾方針確立に関する件」のなかでのべ

られた「人民的融和」論がとりあげられる。「人民的融和論」についての馬原論文の評価は次のとおりである。

「議案書は、まず『差別観念の反社会性』についてのべ、それは『被压迫部落大衆に対し、只に平等な権利を保証しない許りでなく、斯る身分制によって、職業、住居、婚姻等社会生活の全領域に亘って市民的自由を拒否する点にある』と主張する。この『市民的自由』の問題は一九三三年の全水第十一回大会方針ですでに問題となっていたが、……身分的差別の中心的課題を市民的自由と権利の侵害の問題として認識する立場は、まだ確立していない。それから二年後の第十三回大会では身分的差別の核心が市民的自由と権利の問題であり、したがってそれがブルジョア民主主義の課題となることを明確に示しているわけである。」(馬原論文、二二頁)

全水青年同盟・無産者同盟によって水平運動にもちこまれた「階級主義的偏向」が、この第十三回大会によってようやく克服されたというのがその論旨である。馬原によればこの時期の部落差別のとりえ方は、差別の核心が「市民的自由と権利の侵害」にあり、したがってその解決は労働者階級の解放より以前に実現しうるブルジョア民主主義の課題である、ということになる。

もし事実がそのとうりであったならば、「国民的融合論」

の支持者にとってはまことに結構なことである。なぜなら、部落解放を「封建的な旧身分による不当な差別からの市民的自由をかちとること」だととらえ、それは「社会主義よりもっと早く解決しなければならぬ。また、それは可能である」⁽²⁹⁾と展望する「国民的融合論」はすでに戦前の水平運動のなかで提起され、実践的にも検証済みだったという一錦の御旗」を手にすることができるからである。

だが「差別糾弾方針確立に関する件」でべらわれている内容は、今日「国民的融合論」が主張しているような単純な封建遺制論ではなかった。「国民的融合論」のように身分と階級、差別と搾取を切りはなすのではなく、その両者を階級・搾取の側面で統一している。「人民的融和」論は、「半封建的身分制による差別観念の排除、即ち被压迫部落大衆の絶対的な解放は、現代社会組織の改革なしには絶対あり得ない」という立場にたち、資本主義体制のもとで部落解放が可能とする立場を批判している。しかも、だからといって解消論のように部落民を労働組合・農民組合に再組織するのではなく、水平社という組織において日常的な経済闘争を徹底的にたたかうなかでこそ完全解放の展望がひらけていくとして、要求闘争と完全解放を、糾弾闘争・生活擁護闘争と社会組織の改革を、民主主義と社会主義を、身分と階級を、差別と搾取を統一する視点に立ってい

た。⁽³⁰⁾

身分と階級を、差別と搾取を統一して理解しようとするのは、かつて馬原自身の立っている視点でもあった。馬原はその著書『日本資本主義と部落問題』(部落問題研究所、一九七一年)の「まえがき」で、次のようにのべていた。

「今日の部落問題は、封建社会の身分差別が、遺制として、ただ観念的に生きのこっているだけのものではない。明治以後の日本資本主義が、国民にたいする分裂支配と、搾取・収奪をつよめる手段として、この前近代的な差別を巧みに温存し、利用し、再編成してきたところに、むしろその根源があった。部落問題の本質を科学的に解明し、部落解放の展望を理論的、実践的にきりひらいていくとする部落問題研究の分野で、最近とくに、研究の重点が近現代史や現状分析に移っていったことは、その意味からいって、きわめて当然なことである。」

こうした視点で書かれた「賤民解放令の歴史的意義」(資本主義の成立と部落問題)「筑豊炭鉱と部落の形成」(いずれも『日本資本主義と部落問題』に収録)などの一連の労作は、いわば封建遺制論が支配的であった近現代部落史研究のなかにおいて日本資本主義と部落差別のあり方を実証的に明らかにされた努力として、若い研究者・学生にとつて多くの示唆を与えてくれるものであった。⁽³¹⁾

その馬原は、かつて第十三回大会の方針について次のようにのべていた。

「水平社のごうした差別糾弾にたいする考え方は、創立以来十余年にわたる運動のすぐれた経験から導きだされたもので、戦前における最高の理論水準を示している。この時期の差別糾弾事件のほこ先が、新聞、出版物の差別記事や放送・映画・演劇等の差別をはじめ、軍隊・警察などの権力の差別、学校や区政・市町村政の差別など、要するに社会的な差別にむけられていったのは当然のことであった。」(『水平運動の歴史』二六六頁)

この場合「戦前における最高の理論水準」というのは、身分と階級を切りはなすのではなく、統一するという意味であることは容易に読みとることができらるだろう。

馬原論文のなかでは、「人民的融和」論の具体的実践として松本治一郎らの一連の反ファシズムの活動、『水平新聞』の論調などが紹介されている(馬原論文、二二二―二五頁)。「人民的融和」論の実態を明らかにしていくためには、こうした研究は今後も一層重要となるであろう。

そしてその反ファシズム闘争が、ブルジョア民主主義的課題を当面の課題としながらも「勤労市民、都市小ブルジョアジー及び被压迫民族労働大衆の闘争を、プロレタリアート指導の下に統一し……プロレタリアートの根本的利益

に合致する勤労民衆の一切の要求実現のために進出するところ」に於ったように、「人民的融和」論もまた労働者階級の解放という課題と結びつけて部落解放の課題を提起したものであったことに疑問の余地はない。

ところで、馬原論文では「階級的融和」論と「人民的融和」論の内容は厳格に区別され、その間には解放理論の発展があるとされている。しかし、この「人民的融和」論が提起された前後の全国水平社の論議では、必ずしも明確に「階級的」と「人民的」とを区別して使っていたわけではない。

たとえば全国水平社は第十三回大会をまえにして中央委員会をひらき（一九三五年一月二〇日）、大会に提案する「差別糾弾方針確立に関する件」を討議している。『特高月報』（一九三五年一月分）によれば、いわゆる「人民的融和」論にかかわる部分の原文は「糾弾闘争を通じて、吾々被圧部落大衆の生活を擁護伸張せしめ、以て階級的融和のモメントとなし、被部落大衆の解放条件たらしむる」と、「階級的融和」という用語を使っている。

また、第十四回大会の準備のために開催された中央委員会では大会の中心スローガンを決めていたが、そこには部落大衆の窮乏打破・ファッシュヨ反対・改善費の増額とその自主権の獲得とならんで「階級的的人民融和の確立」という

スローガンがあげられていた。

もし馬原論文がいうように全国水平社が二つの用語を厳格に区別して使っていたのであれば、この間の水平社の方針は「階級的融和」論と「人民的融和」論のあいだを動揺し、混乱をかさねていたとでもいう以外に説明のしようがない。

だが混乱していたのは水平社ではなく、あえて「階級的融和」論、つまり部落委員会活動と「人民的融和」論のあいだに区別をもうけようとした馬原の側にあったのではないだろうか。

最近かなりひんばんに出版されるようになった水平運動関係者の自伝・伝記を読み直してみても「人民的融和」論についてふれたものはほとんどない。この時期の活動もおおむね部落委員会活動の実践としてのべられていることからもわかるように、「人民的融和」論を部落委員会活動とは別の段階としてとらえることは現実的ではない。「人民的融和」論は、部落委員会活動という戦前の最高闘争形態の範囲内での反ファシズム闘争に照応する運動方針であって、それ以上に「人民的融和」論に重要な意味をもたせようとするところからは幻想しか生まれてこないであろう。ともあれ馬原論文はこの「人民的融和」論においても、これを最大限に高く評価しているようであって、その実は

悲劇があった。

身分と階級、水平運動の民主主義闘争としての意義と社会主義をめざす階級闘争とを統一しようとする基本的に正しい立場を捨て、その両者を切りはなし、遺制的側面だけを部落差別としてとりあげる立場に変わったこと、これが馬原論文の第一の問題点である。

ここから水平運動の個々の段階の評価がごとごとく変化してきた。たとえば徹底的糾弾は、従来は部落差別を遅れた人々の意識の問題ととらえていたことが差別の本質を正しくみていなかった誤りとして批判されていたのが、馬原論文ではまさにその差別の認識が正しかったのだと評価される。逆に、青年同盟・無産者同盟は従来はその階級闘争への進出という面を積極的に評価していたものが、今日では水平運動に階級主義的偏向をもたらしたものととして批判的に評価される、といった具合である。

こうした、ほぼ全面的ともいえる水平運動史総括の百八十度の転換が、「国民的融和論」の主張からきていることは明らかである。馬原論文のよってたつ立場、歴史的事実を評価する際の物尺がかわったのだから、その評価が変化するのはいわば当然の結果であったともいえよう。

だが馬原論文のもっと大きな問題点は、歴史的事実にたいする評価が変わったばかりではなく、歴史的事実そのもの

それが社会体制の変革という課題と統一して提起されていたという階級の内実を骨抜きにすることによって、「人民的融和」論の権威を引き下げてしまおうという、徹底的糾弾の評価と同様にみごとに逆立ちした操作をやったのけた。かつて私が「国民的融和論」の側からする「人民的融和」論の再評価を「ひいきのひきたおし」だとのべたのは以上のような意味においてであった。

むすびにかえて

——馬原論文の問題点——

馬原論文「水平運動における糾弾と融合の理論」は、従来の水平運動にたいする図式的・機械的評価の欠陥を端的に示すものであった。徹底的糾弾闘争を部落第一主義・排外主義一色でぬりつぶし、全水青年同盟・無産者同盟がこれを克服したとする従来の評価にたいしては、すでに渡部徹「部落解放運動」などによって批判的に再検討する叙述が手がけられていた。馬原論文も、こうした再検討、反省の意味がこめられているかぎりでは大いに歓迎すべきであった。

ところがこうした反省が、いわゆる「国民的融和論」の立場から提起されてきたところに馬原論文の限界があり、

のを自己の都合によってねじまげようとしていることである。たとえば、部落委員会活動や「人民的融合」論について、かつては身分闘争と階級闘争を統一してたたかっていたと総括していたのにたいして、馬原論文では水平運動を階級闘争から切りはなしたブルジョア民主主義運動とらえていた、といいたす仕末である。

なるほど歴史的事実がかりに馬原論文のいう通りであったならば、馬原や「国民的融合論」の支持者にとっては幸いであつたであろう。だが彼らにとっては不幸なことに、戦前の水平運動は「国民的融合論」とは反対に、身分と階級を、造制的側面と資本主義的搾取とを統一し、差別の根本である社会体制にたいしてたたかっていたという姿勢で一貫していた。そしてそのことは、かつては馬原自身が認めていたところであつた。

「国民的融合論」の立場からいえば、馬原はむしろこういうべきであつた。たしかに戦前の全国水平社のたたかいたが社会体制の変革をめざしたのは正しかった。だが、わたしたちは必ずしも水平社と同じ路線をとるものではない、なぜならば戦後の民主的諸改革によって情勢が根本的に変化したのだから、と。

しかし、部落差別からの解放が資本主義体制のもとでも可能だという認識が戦前の水平運動の最高の到達点だとい

うような馬原論文が主張する結論は、いかにも暴論であろう。これまでの水平運動の歴史について書かれた書物のなかでこのような結論をのべているものは、寡聞にしていまだにおめにかかったことがない。少なくとも、部落問題研究所でされた単行本・雑誌論文のなかにはなかったように記憶しているが、それは私の思い違いだっただろうか。もしこうした水平運動史の総括が大手をふってまかり通ることになるのであれば、真剣な歴史研究など不必要であり、不都合なものにさえなるだろう。

ごく最近、藤谷俊雄がのべた言葉、「当面の政治闘争の

理論に大きく動かされ、十分な科学的検証をへずにこれを

学問研究のなかに導入する誤り」をくりかえすべきでない

という教訓を、馬原はもう一度かみしめてみるべきでない

だろうか。

注(1)「部落解放のいくつかの問題——差別主義に反対して、

国民的融合へ」(「赤旗」一九七五年五月二六、二七日)

(2)北原泰作・神利夫「対談・部落解放への道——国民的融合の理論」(新日本出版社、一九七五年)九三頁

(3)神利夫「国民的融合論の展開——部落問題と同和行政」(大月書店、一九七六年)七六頁

(4)藤谷俊雄「戦後部落問題研究の概観」(戦後部落問題研究「第四九・五〇合併号、一九七六年八月)二〇頁

(5)『部落解放』第一〇七号(解放出版社、一九七七年八月臨時号)二二二頁

(6)『部落問題研究』第五三輯(一九七七年七月)

(7)馬原鉄男「戦後部落解放運動史研究の問題点」(部落問題研究「第四七輯、一九七六年三月)八〇九頁。馬原自身が指摘した問題点とは、(1)部落解放運動の積極面がやや一面的に強調されていること、(2)その反面として、否定面(日常的な生活をまもる運動や要求にたいする軽視など)を含めて運動を總体的に把握できていないこと、(3)日本資本主義の発展とともに変化し、また発展していく部落の実態、解放運動のあり方を実証的に明らかにしていくまでにはいたっていないこと、などであつた。

(8)木村京太郎「水平社運動の思い出・下」(部落問題研究所、一九七三年)一九二頁

(9)拙稿「水平運動論争史ノート」(部落解放研究所紀要「部落解放研究」第一二号、一九七八年二月)七五頁

(10)同右 一一三頁

(11)「最近私が痛感しておりますのは、水平運動史などのことを取り上げる場合のいわゆる『テーゼ主義』とでも言われるようなひとつの公式主義の克服の問題です。私どもは従来の研究の中にも生まれておつたところのそうした公式主義を脱却していく必要があると思ひます。テーゼ主義に立ちますと、全面否定かあるいは全面肯定になり易い。非常に観念的な判断になってしまつたのではないかと思ひま

す。」(鈴木良「水平運動の到達点」(部落問題研究「第五四輯、一九七七年九月、五八頁)

(12)「青年同盟あるいは無産者同盟によって指導されたこの時期の運動は、以上のように後の一九三〇年代の高まりに前進していく側面というものと、同時にまた全国水平社解消論に至る左翼的な誤りといひますか、そういうものとの両方を内包したなおあいまいなものでありましてこのような『三角同盟』の主張というものを、我々は水平運動の到達点とするわけにはいかなない。」(同右、六六頁)

(13)「こうした略形的に発達せる日本資本主義は種々なる矛盾を繰り返しつつもその世界資本主義の最も弱き一環として没落の過程に入った彼等はその没落過程よりの一時的小康を得んとして最後の帝国主義的政策を敢行しトラス、シンデケート、カルテル等を通じて独占的金融資本閥への忠実振りを発揮し、尚浜口失業内閣をして、金解禁産業合理化、操業短縮等によって企業者、小経営者等の没落となり大多数の失業者を繰出せしめてゐる。これらの生活不安と、封建的遺制による「賤視観念」のために二重の苦しみを有つ吾々は、その生活権奪還と封建的身分制廃止の旗じるしを高く掲げて、今尚吾々を生活苦と差別苦の為に蹂躪しつゝと闘らんとする、封建的遺制と混然と一体となれる資本家地主権力に迫って、その戦線を強固にして力強い組織を確立し、全被圧迫民衆の一環としての一部門を分担して勇敢に闘ふことを、大胆に宣言するものである。」(部落問題研究

- 所『水平運動史の研究』第三卷、一四五頁)
- (14) 『現代史資料④・社会主義運動(1)』(みすず書房、一九六四年) 八六頁
- (15) 大山峻峰『三重県水平社労働運動史』(三一書房、一九七七年) 二〇八頁
- (16) たとえば泉野利喜蔵は第一〇回大会で提起された「全国水平社解消の提議」にたいして、「私はその理論に對して階級的には敬意を表する」が全面的には承認できないと反論している(『水平新聞』一九三二年二月二十七日)。また阪本清一郎も奈良県連での協議の席上で、「解消問題ヲ理想論トシテ反対セザルモ、時期尚早ナリ」と主張したとされている(復刻版『社会運動の状況・昭和七年』三一書房、一九七一年、一三二頁)。いずれの場合も、「差別の基礎たる社会組織への闘ひに進むために労働先進部隊と水平社は結合しなければならぬ」ことや「闘争を正しく資本主義社会組織に結びつけ」ることの必要性を否定しているわけではなく、当面する任務として「水平運動をやめてしまつて階級運動をやるといふ(全水解消の)主張」(いずれも『水平新聞』、泉野の発言から)に反対していたのである。
- (17) 『日本共産党の五十年・増補版』(新日本出版社、一九七八年) 文庫版、四七頁
- (18) 拙稿(前掲書) 九九頁
- (19) 大賀正行『部落解放理論の根本問題』(解放出版社、一九七七年) 二六九頁以下
- (20) 馬原も現実の部落民が身分的差別と階級的搾取を受けており、それゆえに身分的・階級的な要求と階級的な要求とをわけておられること自体を否定してはいない(戦後部落解放運動と解放理論)『部落』三六〇号、一九七七年二月臨時号、七九頁)。ただし馬原は、階級的な要求は階級的組織またははば広い共同闘争で、部落解放運動は身分的・階級的な要求の実現だけをなえ、と主張する。ここにも解消論とをわけて近い発想があることがわかる。
- (21) 『現代史資料④・社会主義運動(1)』六二九頁
- (22) 拙稿(前掲書) 一〇五頁
- (23) 大山峻峰(前掲書) 二二三頁
- (24) 渡部徹・秋定嘉和『部落問題・水平運動資料集成』第三卷(三一書房、一九七四年) 一八頁
- (25) 同右 一九頁
- (26) 岩村登志夫『反戦反ファシヨ闘争と水平社』(一)部落問題研究』第三九輯、一九七三年一月、五三〜五五頁
- (27) 大山峻峰(前掲書) 二二三頁
- (28) 渡部徹・秋定嘉和(前掲書) 二〇一頁
- (29) 神利夫(前掲書) 六四頁
- (30) 拙稿(前掲書) 一〇九頁
- (31) 寺木伸明『書評・日本資本主義と部落問題』(部落解放研究所『部落解放』第一九号、一九七一年一月)
- (32) 大山峻峰(前掲書) 二七〇頁
- (33) 渡部徹・秋定嘉和(前掲書) 二五七頁

- (34) 同右 三〇八頁
- (35) たとえば『国民的融合論』の推進者・北原泰作の自伝『賤民の後裔』(筑摩書房、一九七四年)でも「人民的融和」論については一言も言及されていないのは特徴的である。
- (36) 拙稿(前掲書) 七三頁
- (37) 岩波講座『日本歴史』第一八巻・近代Ⅱ、一九七五年。なお同論文にたいしては、山口正男『朝田理論』による歴史分析の珠玉」なる批判があり、『部落問題研究』第四七輯、一九七六年三月、口ぎたなく罵倒するだけでなく、同論文を講座に掲載した岩波書店の編集者にまでヤツ当りしている。だが山口が渡部論文の批判点としてあげたいいくつかの点(歴史的事実を無視している、青年同盟・無産者同盟を極左的偏向と批判するのは不当であるなど)は、そのまま馬原論文への批判として妥当するのではないだろうか。
- (38) 藤谷俊雄『戦後部落問題研究の概観』(一)『部落問題研究』第四九・五〇合併号) 九頁
- (追記)
私が小論をまとめたのは四月の末である。その後、馬原鉄男の『新しい部落解放の理論』(兵庫部落問題研究所、一九七八年六月)が出版され、大いに期待して読んだのだが、その期待はまったくはずれてしまった。
新著は全水青年同盟が提出した第四回大会の宣言草案について

て、「ここに至ってはじめて、差別の本質解明に科学的な光をあて、排外主義的な個人糾弾の誤りを正し、さらにすすんで分裂をのりこえ、無産階級と連帯して、差別の根源に迫る理論的よりどころを定めることができた」(同七六頁)。と、『水平運動の歴史』をほぼそのまま引用している(小論一三四)。かと思つと、人民的融和論を提起した全水第十三回大会の「差別糾弾方針確立の件」については、「身分差別の核心が市民的自由と権利の問題であり、したがってそれがブルジョア民主主義の課題であることを明確にしていることは画期的なことです」(同八二頁)と、こんどは「水平運動における糾弾と融合の理論」をそのままの採用している(小論一四四)といった具合である。

こうして視点のまったくことなる二つの著書・論文を、木に竹をつぐようにして仕上げたのが新著であった。この場合、評価に最も苦心したと思われるのが水平社解消論である。新著の小見だしには解消論の項はなく、小見出しだけをみると水平運動は徹底的糾弾からいきなり部落委員会活動へ飛躍してしまつたかのようである。本文にはわずかに「全水の指導部をにぎる左翼グループが、身分的排外主義にたいする機械的反発から水平社解消論を提起して、組織を一時混乱させました」(同七七頁)とふれているだけで、解消論を正面からとりあげていない。新著は、こと水平運動史に関するかぎり、なんらの新しい記述がなかったばかりか、その論旨はいっそう矛盾を深めているように思えるのである。(一九七八年七月記)